まだ公開されたと言うには程遠い日韓会談文書、控訴審に向けて

2012.12.22　文責　李洋秀(イー・ヤンス)事務局次長

はじめに

国家を相手にした行政訴訟で勝訴など、まず期待できないようなこの国の司法制度の枠組みの中で、「外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認め」多くの部分の開示を命じた今回の判決に対して、弁護団も「画期的な判決」「歴史に残るもの」と高い評価を与えています。

こちらが国を相手に起こした訴訟なのに、訴訟費用の 5 分の 3 を国に負担させただけでも、1 次訴訟の 2 分の 1 と比べて、6 割ではなくそれ以上の成果を上げた誇らしい勝利と言えるかもしれません。時間の問題だけで勝った 1 次訴訟は、内容に関しては完全に敗訴でした。それと比べても、内容に踏み込んで勝ち取った勝訴判決は貴重でしょう。

しかしどの部分の開示が命じられ、どの部分は不開示にすることが正当とお墨付きを与えてしまった内容を吟味してみると、とても「勝った、勝った」と喜んでばかりはおられません。何の意味もない墨塗りを全て正当なものとし、裁判官自身もインカメラの必要性を否定してしまった劣悪な 2 次訴訟の判決よりはマシだっただけで、多くの不開示を認めてしまいました。当初はとても心強く、また嬉しくなって希望が持てたのですが、細かく精査し始めたら、**大事な部分は皆隠されていて落胆**を禁じ得ませんでした。

また下で述べますが、**何をもって日韓会談文書と規定するか**がまた大きな問題です。多くの資料が省かれていたり、意図的に他の文書と差し替えられていたり、外務省が開示して来た「日韓会談に関係する文書」というものは、まだその全体像が見えるようなものではありません。氷山の一角とまでは断定できませんが、何が文書の山で、何が氷山で、何が泰山なのか、闇の中に隠されたままです。

また判決は、外国からの高官、大統領や国賓らが「訪日する際の警備計画に関するもの、特定な場所における**警備体制、警備対策**に係る政府内部での具体的な検討状況」「**犯罪容疑者に対する捜査及び操作に関する情報収集の方法や操作手法自体**等」(「」内は、判決文の 65～66 頁)を上げ、「情報公開法 5 条 4 号及び 6 号の不開示情報に該当する」(同上)ので、開示の必要はないとしています。

私たちが暴力集団やテロリストでない以上、別に「警察庁その他の関係機関の非公表の内線番号又は外線直番号で」「警察庁その他の関係機関の事務の適正な遂行に実質的支障を及ぼす」意図など皆無であり、そのようなことに対して何の関心もなければ、知ろうとする気もありません。私たちは真なる日韓の友好親善、平和を求めて、その阻害になっている外務省の隠蔽体質、特に 15 年にも及んだ日韓会談の中で何が話し合われ、一体何が決められ、何が決められなかったのかを、明らかにしたいと要求しているだけなのです。これは日韓会談の文書公開を求める、私たちの運動をテロリストに貶めて、

問題の本質をすり替えようとする姑息な手段であると糾弾するしかありません。ただこちら側も、会の名称を「日韓会談文書・全面公開を求める会」と「全面公開」を謳ってはいるのですが、この際問題の本質から乖離した「警察の警備体制」等に関しては、文書要求のリストから一切外す等の、態度表明が必要なように思われます。既にプライベートな個人名等は、係争の対象から外してあるので、具体的な手続き等もそう煩雑ではないと筈です。

事実、1965 年に結ばれた日韓の諸協定は、日本側に植民地支配に対する反省がまったくなく、それがもたらした損害と苦痛に対する謝罪がなく、補償を行う考えのないものでした。

結果、これまでに起こされた多くの戦後補償を求める裁判では、その判決の中で、日韓会談の中で何が話され決められたのか、中身も一切示さず金科玉条のように、「請求権協定」第二条の「両締約国及び国民間の請求権に関して、完全かつ最終的に解決された」という条文をくり返し、日韓間の問題は「すべて解決済み」という結論だけ押しつけて来たことは、民主主義に対する冒涜と言わざるを得ません。

それとは対照的に、韓国の憲法裁判所は昨年 8 月 30 日「元日本軍『慰安婦』、原爆被爆者が日本国に対して持つ損害賠償請求権が、日韓請求権協定第二条によって消滅したのか否かに関する解釈上の紛争を、同第三条が定めた仲裁手続きにより韓国政府の不作為は違憲である」と決定しました。そして今年の 5 月 24 日韓国の大法院は、戦時中に旧日鐵、三菱重工に強制連行された被害者が、韓国の裁判所で起こした訴訟で、原告敗訴の下級審判決を破棄し、高等法院に差し戻す歴史的判決を出しました。判決文は「大韓民国憲法に照らせば日本の朝鮮支配は『不法な強占』であり、憲法精神と相容れない。（日韓請求権協定により両国間の請求権は、完全かつ最終的に解決したという）日本の判決は『大韓民国憲法の核心的価値と正面から衝突』し、『大韓民国の善良な風俗や社会秩序に違反する』」としました。

外務省は１２月１０日付で、控訴の対象を明らかにする「不服申立ての範囲について」と題する書面を提出して来ました。これで控訴審で争われる場所が特定されたので、これから弁護団の方で精査検討し、どの部分に対してどのような論拠を以て主張していくのか検討する作業が始まることでしょう。

ここでは日韓会談文書に含まれるべき書類の定義から始まり、所謂外務省が開示して来たという文書がまだまだ抱えている多くの問題点を浮き彫りにしてみようとします。

1,「文献資料」すら非開示では、外務省の「領土主張」と矛盾するのでは?

（**第 2 次訴訟で無視された**ファイル『竹島問題に関する文献資料』の問題点）

外務省は自らのホームページ上に、『竹島問題を理解するための 10 のポイント』という題名で「竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに**我が国固有の領土**です。」と主張しています。

それなら**堂々と証拠資料を提出して、事実関係を証明するべき**なのに、2 次訴訟で争点になった文書番号 137(3 次公開ファイル番号 2430)『竹島問題に関する文献資料』は依然として、**完全に非公開なので、何頁あるのか、どこの誰が、何を、どのように記載したのか一切、何も判りません。一切が闇の中**です。

題目に「文献資料」とある以上、外務省や政府内部で検討した秘密資料でもなさそうですが、一般に出廻っている諸文献類を集めたものと推測してみても、完全非公開なのでその端緒すら探しようがありません。したがってこのような隠匿は逆に、**日本政府に余程不利な内容が含まれているのではないか**、つまり日本政府にとって「竹島が**固有の領土」ではないことを証明する決定的な証拠でも含まれているのでは?とわれわれを疑心暗鬼**にさせてしまいます。

もしもそうでないとしたら、私はこのような疑義を日韓の市民、国民たちに抱かせないように堂々と文書を公開すべきだと思います。

2, 現存する筈の「会議録」を後日書かれたメモと差し替える隠匿工作

1964 年1月 27 日から 1965 年 6 月 15 日まで開かれた**「第7次会談全面会談在日韓国人法的地位小委員会」**の内、**第 20～23 回の会合**(日本側文書番号 101、3 次公開ファイル番号 2348)と **33 回～40 回会合**(文書番号 105、3 次公開ファイル番号同上)は**会議録そのものではなく**、その 5 年後の 1970 年 5 月 (日付は不詳)に書かれた鶴田という**事務官のメモに差し替えられています**。一体、この隠された会合では、どんなやり取りがあったのでしょうか?例えば 6 月 11 日の第 39 回会合について、鶴田メモにはこれしかありません。(文書番号 105、14 頁)

「○6 月 11 日 在日韓国人の法的地位小委員会 第 39 回会合

前回日本側より提示した退去強制の経過措置に関する説明資料に関して討議が集中され、その妥協案の促成について努力が傾注された。」

ところがまったく同じ会議に対する韓国側の文書(韓国側文書番号 1458、189～190 頁)を見ると、こんな内容が記載されています。

「第 7 次全面会談 法的地位小委員会第 39 次会議録 1965.6.11.10:30 – 11:30

(前略) 八木正男入管局長 ： 韓国人と中国人に対しては、強制退去に対する引き受け余否に対して、われわれは信じられないので引き受け義務の規定が必要だ。

李坰鎬(イ・ギョンホ) 代表 ： **韓国人と中国人は野蛮な未開人**だと思うと言うのか?

中村入管局次長 ： 戦後入国者で強制送還される者を韓国政府が引き受けているというが、これは Over - stay した者と密入国した者だけだ。

李代表 ： (中略) これは韓国政府を不信するところからつながるもので絶対受け入れられない。一般外国人には必要のないこんな規定を、本協定におくのは韓国人を侮辱するもので、私は**このような侮辱的な規定を受けてまで、会談代表として留まれない。これ以上討議する必要もないから、今日の会議は止めよう**。

八木 ： **それなら日本側が 6.4 に提出した、説明資料文書自体を撤回する**。

李代表 ： それは難しい。良くない部分を是正すれば良いのであって、全体を撤回する必要はない。

八木 ： それなら進展もないので、本委員会は 6.20 まで止めよう。」

と、かなり緊迫した様子が克明に描写されています。

日本側は別個に存在する筈の会議録と、この「鶴田メモ」なるものを差し替えているのですが、これは「会議録」ではありません。**当時作成された本物の会議録は、一体どこに隠してあるのでしょう?** 焼却処分してしまったか? それともまだ、倉庫の中で眠っているのか? これで「情報公開した」と外務省側は言い切れるのでしょうか? 如何でしょう?

3,「非公開」文書のリストにも含まれていない、重要文書の隠蔽

国立公文書館には次の日韓会談に関する資料が保管されています。その内③の**(第3分冊)だけが「部分公開」で、他はすべて「非公開」**です。「部分公開」された(第3分冊)も、重要な統計や数字はすべて墨塗りで、資料的価値は大分低くなっています。また筆者が 2 年前にインターネットでこの文書を検索した時は、(第3分冊)すらも「非公開」でした。

確かにこの管轄は飽くまで国立公文書館であり、外務省ではありません。しかしこのような役所仕事の粗雑さは、1 次訴訟の判決で「必要な対応措置を執ることを怠ってきた結果であるというほかなく」「情報の公開に関する法律 9 条各行の決定をしないことが違法である」と 叱責された内容がそのまま当てはまるではないでしょうか?

①経済協力・韓国２５・日韓請求権問題参考資料日韓請求権問題の概要（第１分冊）
行政文書 ＊大蔵省 連合国財産・戦後賠償・在外財産等関係
[請求番号] 分館-05-053-00・平１２大蔵 03368100 [作成部局] 国際金融局
[年月日] 昭和 38 年 06 月 - 昭和 38 年 06 月

② 経済協力・韓国２６・日韓請求権問題参考資料（第２分冊）
行政文書 ＊大蔵省 連合国財産・戦後賠償・在外財産等関係
[請求番号] 分館-05-053-00・平１２大蔵 03369100 [作成部局] 国際金融局
[年月日] 昭和 38 年 06 月 - 昭和 38 年 06 月

③経済協力・韓国 27・日韓請求権問題参考資料（第 3 分冊）
[請求番号] 分館-05-053-00・平１２大蔵 03371100 [件名番号] 001 [作成部局] 国際金融局 [年月日] 昭和 38 年 06 月

④ 経済協力・韓国２８・日韓請求権問題参考資料（第４分冊）
行政文書 ＊大蔵省 連合国財産・戦後賠償・在外財産等関係
[請求番号] 分館-05-053-00・平１２大蔵 03372100 [作成部局] 国際金融局 [年月日] 昭和 38 年 06 月 - 昭和 38 年 06 月

私たちは今後これらの重要文書の公開を国立公文書館に求める予定です。上の公文書館保管の文書は、**外務省が** 6 次にわたり**開示した 1916 のファイル、5 万 2696 頁の文書のリストに含まれていません。この文書は日韓会談の中で決定的とも言えるほど重**

要なのに、このような大事な文書の存在すら秘匿しておいて、外務省は「情報公開した」と言えるのでしょうか? 如何でしょう?

因みにこの内、**『第 2 分冊』は神田の古書店に流失**していて、高崎宗司著『検証　日韓会談』126 頁 1996 年 12 月岩波新書、太田修著『日韓交渉　請求権問題の研究』206 頁 2003 年 3 月クレイン、吉澤文寿著『戦後日韓関係　国交正常化交渉をめぐって』139、140、146 頁 2005 年 8 月クレイン等、研究者たちの間では既に随分前から共有されており、著書や論文発表に充分活用されています。この流出した文書の中に、墨塗りで隠された部分が一ヵ所もないことは言うまでもありません。

4, 評価できない杜撰な判決内容、その 1

判決の杜撰さを示すひとつの例として、「通し番号 1-6」(文書番号 376、5 次公開ファイル番号 804)の 39 頁を示します。この 1962 年に大蔵省理財局外債課が作成した文書である「日韓関係想定問答(未定稿)」は、請求権問題で大事な数字や金額が含まれていますが、そういう大事な所は判決で、不開示がそのまま認められてしまいました。開示が妥当かどうか、15 個所が争点になりましたが、開示が認められたのはたったの 2 個所でした。その内のひとつ、39 頁を複写します。

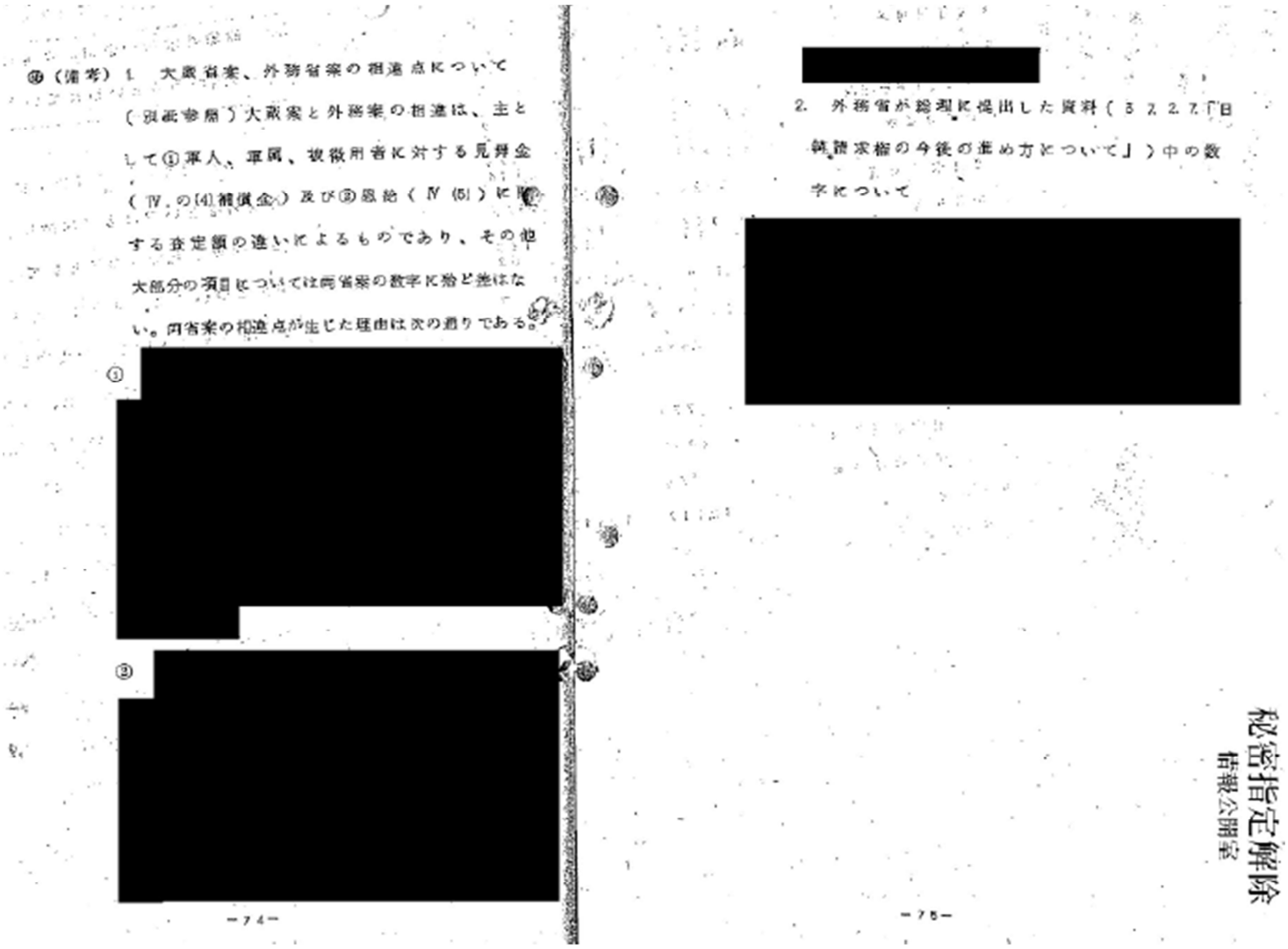

⑥（備考）1. 大蔵省案、外務省案の相違点について

（別紙参照）大蔵案と外務案の相違は、主として①軍人、軍属、復員用者に対する見舞金（Ⅳ.の(4)補償金）及び②恩給（Ⅳ(5)）に関する査定額の違いによるものであり、その他大部分の項目については両省案の数字に殆ど差はない。両省案の相違点が生じた理由は次の通りである。

①

②

－74－

2. 外務省が総理に提出した資料（3.2.2.7「日韓請求権の今後の進め方について」）中の数字について

－75－

秘密指定解除
情報公開室

一見して判るようにも原文の左側 74 頁だけが開示され、右側はすべて不開示と指定されました。その説明文には丁寧に、「右葉(75 頁)1 行目の 14 行**(筆者注 ： 文字のこと)**分並びに同葉下から 4 行分」と細かく指定しています。

しかしどう考えても右葉(75 頁)の 1 行目は左側 74 頁の続きです。もしも**左側 74 頁の下から 13 行文(筆者注 ：つまり、この 75 頁全部)を開示するのなら、右葉 75 頁の 1 行目まで開示しないと辻褄が合いません。**

まだインカメラが導入されていない(今回の判決文に「裁判所の審理の制約=もとの情報と一部開示部分の内容とを直接比較対照することができない」とある)ので、裁判所は**この内容を見ることもなく、このような決定をした**のでしょう。それにしても、文書の量が余りに多いという事情を幾ら考慮したとしても、「余りにいい加減な作業ではないか」と言わざるを得ません。

勿論この部分は外務省には直接な責任はなく、裁判所の杜撰さが問題なのですが、外務省側が始めからこんな無駄な墨塗りさえしなければ、問題は起きなかったのです。

これは外務省と裁判所が合作した共同責任と言えます。

早く情報公開法の精神に則り、一刻も早くすべての文書を開示することが肝要です。

5, 評価できない杜撰な判決内容、その 2

次に紹介するのは、「通し番号 1-257」(文書番号 1914、6 次公開ファイル番号 1178)の 102 頁(原文 160 頁)です。この 1964 年 10 月に外務省アジア局北東アジアが作成した文書「日韓会談における韓国の対日請求 8 項目に関する討議記録」の最後の頁の上 1 行目は、「(附表)・・・・・・・・・・・・・・・(一覧表)」と「・・・」部分が墨塗りで隠されています。ところが目次には「(附表)韓国側請求額・・・・・一覧表」とあるところから、隠された文字の一部が「韓国側請求額」であることは確実です。

この題名部分だけは、今回の判決で開示するように命令が出て、それに対して外務省側は不服であると控訴しませんでした。

したがってこの題名だけは時間の問題で、早い時期に公開される筈です。問題は今回開示が決まった題目ではなく、その下の全て墨塗りされた部分が「不開示に相当する部分」と判決で認められてしまったことです。

これと類似した文書は、あちこちに含まれていますし、はっきり言ってどこを開示して、どこを不開示にするか一貫性がありません。

他で出て来る同じ文書を実例で示します。上でも引用した「通し番号 1-6、日韓関係想定問答(未定稿)」(文書番号 376、5 次公開ファイル番号 804)の 40 頁には、やはり内容はすべて墨塗りのものの、題名は「韓国側請求権の処理として一応説明のつく金額の査定」とあり、次の行には「項目、A 案、B 案、参考(1 月 10 日大蔵省試算額)」とあります。

（附表）[redacted]一覧表

項目	内容	金額	A案	B案	備考
		[redacted]		[redacted]	
		百万円	百万円	百万円	
第1項	地金銀（現物請求）	101,844	返否	返否	英国側金額に対応英国側（ドル換算[redacted]ドル）
	地金　249トン余	101,101			
	地銀　57トン余	743			
第2項	組織除復府関係	1,449			
(1)	基準勘定系	1,449			
(a)	郵便貯金、振替貯金、簡保為替	1,198			
(b)	国債及政府保証債	第5項に含め請求			
(c)	簡易生命保険及郵便年金	153			
(d)	海外為替貯金及貯蓄	79			
		関係は第5項に含め請求			
(e)	市台3号預金	46			
(f)	日本人預金引出額	計算留保			
(g)	預付け資金の払い戻し金	〃			
(h)	総領事東京事務所計算	〃			
第3項	韓国よりの送金返還				
(1)	韓銀本店からの紹介送金	第5項に含め請求			
(2)	金融機関からの送金	計算留保			
第4項	韓国法人の在日財産	金額保留せず			
(1)	居住者別				
(2)	在外会社				
第5項	韓国人の対日本人及対日本政府請求	11,355 36,400万米ドル			
(1)	日本有価証券	8,735			
(2)	日本系連資	1,525			
(3)	軍徴用韓国人未収金	227			
(4)	被徴用者補償金（軍人軍属を含む）	36,400万米ドル			
	内訳	生存者　18,000〃			
		死亡者　12,800〃			
		負傷者　5,600〃			
	（日本側金額内訳）				
	傷病軍人恩給金				
	復員軍人軍属恩給金				
	死亡軍人軍属恩給金				
	死亡軍属遺族年金				
	軍属傷病年金				
(5)	恩給等	450百万円			
	恩給	300			
	貯金	114			
(6)	生命保険保険金	438			
第6項	韓国人の被害行為に関する損害				
第7項	災害				
第8項	支払方法				
	総計　円表示総計	12,804百万円			
		(86,200)万米ドル			
	現物計				
	（米ドルによる現在評価）	28,800万ドル			
	米ドル表示総計	36,400〃			
	米ドル貨による合計	150,050〃			

[redacted]

またやはり既に言及した国立公文書館所蔵「経済協力・韓国 27・日韓請求権問題参考資料(第3分冊)」183 頁(原文では 353 頁)には、「1. 韓国側対日請求額及び大蔵省、外務省試算額」とあります。そして下の表とほぼ同じですが、2 行目には「37 年 1 月 10 日、大平官房長官(当時)の命により作成したもの」「単位百万円」とあります。

そして今回の判決で、「通し番号 1-69、日韓国交正常化交渉の記録　総説八」(文書番号 506、6 次公開ファイル番号 1100)の 178 頁には、「第 18 表　韓国側対日請求額および大蔵省、外務省試算額(1962 年 1 月)(大蔵省理財局・外務省アジア局)」とあり、不開示部分の②として「開示する」ことが命じられたのですが、外務省は不服として控訴して来ました。この部分が開示されれば、同一内容の文書にもすべて影響するので、非常に注目していたのですが、残念なことに単なる裁判所側の見落としに過ぎなかったようです。

でも「控訴人が不服を申し立てる部分」を説明する欄で、「②のうち 179 頁～186 頁の表の「大蔵省案の『試算額』、『試算の根拠』、外務省案の『試算額』、『注』の各欄の記載部分」とあるところから、今回開示される題目は「及び」か「および」かの些細な表現上の差異はさておき、墨塗りの中身は「(附表)韓国側請求額**及び大蔵省、外務省試算額**一覧表」で間違いないでしょう。

しかし今回、判決で不開示が正当化されてしまったものの内には、「韓国側金額は現在評価額ドル換算●●●●●ドル」というものまで含まれています。でも換算率に関しては、同じ文書(文書番号 1914)の 100 頁(原文 157 頁)に「終戦直後の改定レート 15 円対 1 ドル」とあるところから、墨塗りの部分は「15 円対 1」であると推測できます。また韓国側の数字は墨塗りされてなく一番下に「総計」があり、そこには「円表示額計 12,804 百万円」と「(85,360)万米ドル」と記載されており、1,280,400 万円を 85,360 万ドルで割ればぴったり 15 となるところからも、この墨塗りの内容が「**15 円対 1**」であることは疑う余地がありません。

問題の本質は、このような数字の「お遊び」や、外部のアルバイトにさせている墨塗り作業の杜撰さや、余りに大量の不開示部分による見落とし等から生じる枝葉末節な技術的なミスの問題ではなく、今も変わらない日本政府の植民地支配に対する無反省さと、それがもたらした損害と苦痛に対する謝罪、補償を行う考えがなく、今も犠牲者たちを裏切って踏みにじり続けていることにあります。

このように戦後 70 年近くの時間が経っても、強制連行や強制連行、日本軍「慰安婦」に対する未払賃金や供託金問題等、何の反省もなく次世代に責任をなすりつけるような態度やそれらの問題を直視しようと思わない外務省の隠蔽体質は、決して国際的に許されるものではないし、また通用するものでもありません。

教科書問題等、歴史問題で常に近隣諸国から非難され、世界の流れから孤立していく日本の態度は、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われら

の安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。・・・われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」という憲法前文とも真っ向から矛盾するものです。

6, 意味のない不開示で、逆に注目をあびる結果を招来させた墨塗り

10 月 11 日東京地裁判決で開示を命じられた唯一の「不開示理由 8」(昭和天皇と韓国政府高官とのやりとりが記されているとして、公にする慣行のない個人情報であり、これを公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれがある、情報公開法 5 条 1 号、3 号)による、文書「8-1」(日本側文書番号 741、6 次公開ファイル番号 1136)の 1～10 頁(一頁不開示のため表示上では 1 頁) 1965 年 3 月 26 日の「李東元外務部長官が拝謁を賜った際の状況概要」と、文書「8-2」(日本側文書番号 1128、6 次公開ファイル番号 1168)の 133～135 頁(一頁不開示のため表示上では 133～134 頁)は前田調査官の著書「日韓関係と私」という回顧録の内容です。これは市販の書籍**李東元著、崔雲祥訳『韓日条約締結秘話- ある二人の外交官の運命的出会い』**1997 年 12 月 30 日 PHP 研究所発行の「第十章　皇居に残した昭和元年生れ(李東元長官自身のこと)の笑顔」の項 122～123 頁に詳しく書かれています。

前田の本には「その時の拝謁は予定時間をかなり伸びるほど和やかであった。」とあり、李東元の「予定を二十分も超過したのだが、それくらい屋台で聞くような私の話が楽しかったという証拠だ。」という描写と一致します。俄然、一体何が話されたのか、また何故ここまで隠したがるのか、その内容に注目せざるを得ません。するとその李長官の本の内容は次のようなものでした。

彼はまるで忘れていたことを急に思い出したように、慌てて話した。

「はい、ソウルは北漢山も漢江も、歴史の流れに関係なくそのままです。ただ北との戦争のせいで、南に下りてきた人が多く人口が増え、家不足で、南山に箱部屋（鮮魚や果物などの容器の板を再利用してこしらえた粗末な家のこと。パンは漢字をあてると「部屋の意味」）が少々できたのが変化といえば変化です」

「箱部屋？　それは何です」

彼は横の通訳に尋ねる。

「バラック……、掘っ建て小屋のことですか」

前田の説明にうなずくその顔には陰がさした。それはいかんなというふうだった。それでなくともわびしい彼の姿が、一層物悲しく見えた。

瞬間私の胸の内に、その陰りを取り払ってやりたいという欲望が湧いてきた。

「陛下、箱部屋は昼間はたしかに見すぼらしいですが、月夜の晩にはロマンチックそのものですよ」

「どうしてそれがロマンチックなのですか」

「はい。箱部屋というのは屋根だけ自分のもので、壁は共同所有だからです。つまり、壁が隣とくっついているので、隣の家のなまめかしい囁き声までよく聞こえるのですから……」

「あっ、そうですか。ハハハ……」

私が話し終わらぬうちに彼は笑い出す。

それと同時に、宮内庁長官の手は時間が来たということを知らせる。が、興にのった裕仁はそんなことに構わない。

「いいですから、気にしないで話を続けてください、李長官」

こうなると、出すぎたマネをした宮内庁長官がバツが悪くなるしかないふうだった。

「今日のことは本当にありがとう……」

こうして私は約四十分も裕仁と世間話に打ち興じた。予定を二十分も超過したのだが、それくらい屋台で聞くような私の話が楽しかったという証拠だ。

本当にそんな庶民的な話を、だれが裕仁にしてあげられるのか。恐らく、このたぐいの話を聞いたのは初めてではなかろうか。

そのせいか、彼の顔にはずっと笑いが漂っていた。が、私は彼のわびしさを取り払ったことに自分なりに満足し、話を終え立ち上がった。

裕仁はまだ物足りなさそうに、ドアまで私を送ってくれた。

「陛下、ご健康そうで何よりでございます。何卒、お元気でお過ごしください」

いつしか握った手に心残りがこもり、その顔に再び陰りが戻っていた。私はその陰りが嫌で、彼の耳に口を当て最後の冗談を言った。

「陛下、まだまだ達者でいらっしゃるのでしょう」

（124 頁）『 もちろんです。もちろん･･･』

彼は子供のように嬉しく笑い、陰りを消した。私は最後にその顔に輝きが戻ったのを見て嬉しかった。･･･(後略)」と続きます。

どこの誰が見ても、余りの馬鹿馬鹿しさに争う気力すら失せてしまいそうです。こんなもののどこが国家機密なのでしょうか?　それとも天皇陛下に猥談を持ち出した行為が国辱ものなのでしょうか?判決を見て逆に関心を起こしたマスコミから複数、この部分に内容に対して問い合わせが来ましたが、上の内容を教えると皆一様に、「レベルが低すぎて記事に等できない」と呆れ返ります。こんなことのために私たちは裁判を起して闘っているかと思うと、出るのは失笑と溜め息だけです。

この部分は今回開示命令が出たので中身が証明されると思っていたら、外務省はこの部分に対して「控訴して闘う」と決定したので、この部分は引き続き控訴審で争うことになりました。

前田調査官の本には李東元長官の文より、もっとおぞましい内容が書かれているのか疑心暗鬼になるしかありません。